

通所介護・予防専門型通所サービス 重要事項説明書

通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	ケー・エー・ワークス株式会社
主たる事務所の所在地	〒453-0823 名古屋市 中村区 日ノ宮町3丁目68番地
代表者(職名・氏名)	代表取締役 鬼頭 完次
設 立 年 月 日	平成9年9月25日
電話番号/FAX番号	052-433-7113 / 052-433-7114

2. 事業所の概要

事業所の名称	デイサービス松岡三代目	
事業所の所在地	〒453-0823 名古屋市 中村区 日ノ宮町3丁目68番地	
電話番号/FAX番号	052-433-4181 / 052-433-4180	
指定年月日・事業所番号	令和5年9月1日指定	2370504140
実施単位・利用定員	1単位	定員45人
通常の事業の実施地域	名古屋市 中村区、西区、中川区	

3. 運営の方針

- ・通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・利用者の人権や尊厳を尊重し、身体拘束を原則として行いません。

4. 提供するサービスの内容

- ・食事の提供 食事の提供及び必要な介助を行います。
- ・入浴(一般浴、機械浴) 入浴サービスの提供及び必要な介助を行います。
- ・日常生活動作の機能訓練 利用者が在宅生活を継続できるよう、日常生活機能、身体能力、転倒防止するための訓練、レクリエーション等を行います。
- ・健康状態の確認 体調や血圧等の確認を行います。
- ・送迎 自宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
- ・日常生活における相談及び助言 利用者及びその家族の日常生活における介護に関する相談助言を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日、祝日、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時35分まで

6. 事業所の従業者の体制

(令和7年11月1日現在)

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	1人	人		
生活相談員	2人	人	人	人
看護職員	人	人	2人	3人
介護職員	6人	人	12人	人
機能訓練指導員	人	人	人	3人

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

(1)通所介護の利用料単位数

【要介護の方】

サービス内容略称	サービスコード	単位数
通所介護 I 51(要介護1)	152441	658 単位／回
通所介護 I 52(要介護2)	152442	777 単位／回
通所介護 I 53(要介護3)	152443	900 単位／回
通所介護 I 54(要介護4)	152444	1023 単位／回
通所介護 I 55(要介護5)	152445	1148 単位／回
個別機能訓練加算 I 1	155051	56 単位／回
入浴介助加算 I	155301	40 単位／回
送迎減算(私共が送迎しない場合、片道当たり)	155612	-47 単位／回
介護職員処遇改善加算 II	156107	9.0%

【要支援の方】

サービス内容略称	サービスコード	単位数
通所型独自サービス 11(事業対象者・要支援1で週1回)	A61111	1798 単位／月
通所型独自サービス 12(事業対象者・要支援2で週2回)	A61121	3621 単位／月
介護職員処遇改善加算 II	A66110	9.0%

※延長サービス(自費1日 800 円)で 16:00 まで利用可能

(注1) 介護保険適用がある場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の単位数に、事業所の所在する地域区分に設定された「1 単位の単価」を乗じて算定された 1 割(または 2 割・3 割※)が利用者の負担額となります。当事業所の地域区分は3級地のため、単位数に 10.68 円です。

(2)その他の費用

食 費	昼食代800円
おむつ代等	紙おむつ220円/枚 パッド110円/枚
散髪代	1回1100円(基本利用料は減額とさせていただきます)
ヘアカラー代	1回2200円
タオル代	1セット110円

(3)キャンセルについて

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。この場合には、他の方のお迎え時間の関係上、利用予定日の前営業日までに事業所に申し出てください。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、当日でもかまいません。キャンセル料はいただきません。

(4)支払い方法

毎月、20日までに前月分の利用料の請求をいたします。お支払方法は、原則、銀行・郵便局の指定口座からの引き落としとさせていただきます。引き落としは、利用月の翌月26日といたします。引き落とし日が休業日の場合は、翌営業日となります。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- ・利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎サービスが受けられない場合があります。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
緊急連絡先	氏名 電話番号	

11. 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口 サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 052-433-4181 担当者名 鬼頭 完次 受付時間 月曜日から金曜日 9時00分～5時00分
---------	--

その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	国保連 介護福祉課苦情相談室	電話 052-971-4165
	名古屋市市中村区役所 相談窓口	電話 052-453-5367
	名古屋市西区役所 相談窓口	電話 052-523-4598
	名古屋市市中川区役所 相談窓口	電話 052-363-4415

13. 非常災害対策

- ・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・事業所は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

14. サービスの終了 次の場合にサービスは終了となります。

(1)利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の10日前までに文書でお申し出下さい。

利用者の病変、入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間外での通知でも契約を解約する事ができます。

(2)事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3)自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が非該当(自立)となった場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

(4)その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させて頂く場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者、他の利用者に対して契約を継続し難い程の背信行為を行った場合

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所所在地 名古屋市中村区日ノ宮町3丁目68番地

事業所名 デイサービス松岡三代目

管理者 鬼頭 完次

相談員 服部 宣文

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

氏 名 _____